

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	学校で保管する情報の保管場所に関する運用規則の制定
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>学校教育法では、以下のように定められているが、「学校において備えなければならない表簿」という表現が、SaaS・ASPサービス等を活用した電子的な情報保管・管理の導入を躊躇わせている・阻害している可能性がある。</p> <p>また、各自治体教育委員会の文書管理規程等で、学校での保管・管理が義務付けられている場合は、それによりSaaSやASPでの校務支援システムの提供が阻害されていると考えられる。</p> <p>第二十八条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 学校に係りのある法令 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 七 往復文書処理簿 <p>(以下省略)</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	学校教育法施行規則 第二十八条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	学校において備える情報の保管・管理の方法やその場所について、校外から提供されるSaaS・ASPサービスなどの利活用を前提とした運用規則を示すべきである。